

## 手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

### 1 受付手数料

求人の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人受付 1 件につき 660 円を求人者から

### 2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から次の 1 または 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日、以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 ヶ月を超えて雇用された場合は、6 ヶ月を超えた雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の 10.3%に相当する額「2 に該当する場合は 2 に定めるところにより紹介手数料を申し受けます」

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 ヶ月を超えて雇用された場合は、次の A 又は B によって算出された額のうちいずれかの大きい額。

A 当該 6 ヶ月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額の 10.3%に相当する額。

B 当該 6 ヶ月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び 3 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 13.8%に相当する額。

本所の業務の運営に関する規定、及び、手数料に関する内容は以上となりますが、本所の業務は、すべて職業安定法令、通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は係員な詳しくおたずねください。